

(電子メール施行／ファクシミリ施行)

令和3年10月27日

一般社団法人 宮城県経営者協会 会長 殿

宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部  
宮城県危機管理対策本部  
本部長 宮城県知事 村井嘉浩

本県における新型コロナウイルス感染症対策について（依頼）

このことについて、第35回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議・第32回宮城県危機管理対策本部会議において下記のとおり11月1日以降の要請内容等を決定しましたので、御承知願いますとともに、貴団体所属の各事業者に対して御周知くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 11月1日以降の主な要請内容について

- (1) カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用勧奨等、基本的な感染防止策を徹底すること
- (2) 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会の低減に努めること
- (3) 従業員等に対し、飲食を伴う懇親会等を開催する場合は、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるとともに、感染防止対策を徹底するよう求めること

#### 2 その他

「リバウンド防止徹底期間」は令和3年10月31日（日）をもって終了

○詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/>

【この通知に関する団体からのお問合せ】

経済商工観光部雇用対策課労政調整班

TEL : 022-211-2771